

平成30年公認会計士試験受験案内

〈第Ⅱ回短答式試験用〉

願書受付期間

※ インターネット出願が便利です。

インターネット出願	平成30年2月9日(金)10時頃～3月1日(木)23時59分
書面出願(郵送受付)	平成30年2月9日(金)～2月23日(金)消印有効

試験日程

区分	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
第Ⅱ回 短答式	平成30年5月27日(日)	9:10	9:30～10:30(60分)	企業法
		11:10	11:30～12:30(60分)	管理会計論
		13:40	14:00～15:00(60分)	監査論
		15:40	16:00～18:00(120分)	財務会計論
論文式	平成30年8月24日(金)	10:10	10:30～12:30(120分)	監査論
		14:10	14:30～16:30(120分)	租税法
	平成30年8月25日(土)	10:10	10:30～12:30(120分)	会計学
		14:10	14:30～17:30(180分)	会計学
	平成30年8月26日(日)	10:10	10:30～12:30(120分)	企業法
		14:10	14:30～16:30(120分)	選択科目

※ 天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告します。

試験地

東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

合格発表

第Ⅱ回短答式試験 平成30年6月22日(金)予定

論文式試験 平成30年11月16日(金)予定

目次	
Ⅰ. 公認会計士試験について	Ⅱ. 公認会計士試験の免除について
1 概要 1	1 概要 10
2 出願時の留意事項 3	2 申請方法 11
3 インターネット出願 4	3 提出期限等 13
4 書面出願 6	Ⅲ. 公認会計士試験の実施について
5 各種証明書の発行手続 8	1 受験上の注意事項 20
6 各種様式 8	2 合格発表 25

公認会計士・監査審査会

■ 公認会計士試験に関する最新情報について

公認会計士・監査審査会ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/index.html>

・ 公認会計士試験 Q & A について

トップページ > 公認会計士試験 > 公認会計士試験 Q & A

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/kouninkaikeishi-shiken/qanda/index.html>

・ 平成 30 年公認会計士試験について

トップページ > 公認会計士試験 > 平成 30 年試験について

<http://www.fsa.go.jp/cpaaoob/kouninkaikeishi-shiken/2018shiken.html>

・ インターネット出願サイトの操作方法、受験手数料の電子納付等について

出願事項の入力や受験手数料納付等、出願サイトに関するご質問については、サポートデスク（平日 9:00～18:15）で受け付けています。連絡先は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトをご確認ください。

■ 公認会計士の資格取得に関する Q & A について

金融庁ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.fsa.go.jp/ordinary/kouninkaikeisi/>

■ 公認会計士試験に関する一般的なご質問について

ご不明な点については、以下にお問い合わせください。ただし、試験問題、解答及び得点に関する照会には応じられません。

公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室 試験担当係

（電話番号 03-5251-7295、平日 9:00～18:15）

〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎 7 号館

1. 公認会計士試験について

1 概要

(1) 目的等

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います。短答式試験はマークシート式により年2回実施します。また、論文式試験は年1回実施します。

短答式試験に合格した者や短答式試験の全ての科目について免除を受けている者は、論文式試験を受験することができます。

(2) 受験資格等

公認会計士試験に受験資格の制限はありません。

ただし、以下①～③に該当する者（P10参照）は、第I回短答式試験には出願できませんので、第II回短答式試験に出願してください。

- ① 短答式試験の全科目免除者
- ② 平成28年又は平成29年公認会計士試験の短答式試験合格者
- ③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者

また、平成30年第I回短答式試験の合格者は、平成30年第II回短答式試験の全科目免除者として出願することはできません。

(3) 受験手数料

受験手数料は19,500円です。公認会計士法第11条第2項により、納付された受験手数料は、受験しなかった場合においても還付しません。また、受験手数料に係る超過分の印紙代等の返金はできません。

(4) 試験科目等

各試験科目の出題範囲及び法令等の適用日については、P9を確認してください。論文式試験の会計学、監査論、企業法、租税法及び民法の科目では、試験用法令基準等を示して試験を行います。

出題範囲、法令等の適用日、受験時に配付する試験用法令基準等に掲載される法令等の一覧に関する最新情報については、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）ウェブサイトを確認してください。

区分	試験科目	試験時間	問題数	配点
短答式試験	財務会計論	120分	40問以内	200点
	管理会計論	60分	20問以内	100点
	監査論	60分	20問以内	100点
	企業法	60分	20問以内	100点
論文式試験	会計学 (財務会計論・管理会計論)	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目（※）	120分	大問2問	100点

※ 選択科目：経営学、経済学、民法、統計学の中から1科目

(5) 合格基準

① 短答式試験

総点数の70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができます。

② 論文式試験

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格とすることができます。

論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行います。

※ 短答式試験又は論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

論文式試験における試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験において、申請により免除を受けることができます。

(7) 平成30年試験の主なスケジュール

試験実施日等についての詳細は審査会ウェブサイトを確認してください。

区 分		第Ⅰ回短答式試験	第Ⅱ回短答式試験
願 書 受 付	インターネット	平成29年9月1日 ～9月21日	平成30年2月9日 ～3月1日
	書 面（郵送）	平成29年9月1日 ～9月15日	平成30年2月9日 ～2月23日
短答式試験実施日		平成29年12月10日	平成30年5月27日
短答式試験合格発表		平成30年1月17日	平成30年6月22日（予定）
論文式試験実施日		平成30年8月24日～8月26日	
論文式試験合格発表		平成30年11月16日（予定）	

2 出願時の留意事項

(1) 受験特別措置

身体に障害等がある場合や妊娠中の場合などには、審査により、受験時に特別な措置を行います。受験特別措置を希望する場合には、出願前に審査会総務試験室試験担当係（電話番号 03-5251-7295）まで申し出てください。

(2) 出願事項の変更

① 以下ア及びイについては、出願後の変更は認めません。

ア 試験地（受験局）

イ 論文式試験における選択科目

② 氏名、住所又は連絡先の変更

出願後に氏名、住所又は連絡先の変更が生じた場合は、出願方法（書面・インターネット）にかかわらず、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（P7参照）宛てに速やかに住所等変更届出書を提出してください。

様式は、審査会ウェブサイトからダウンロードできます。また、送付の際はP29の宛名ラベルを活用してください。

※ 住所等変更届出書には、運転免許証等の本人を確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）をA4用紙にコピーしたものを添付してください。なお、出願と同時に住所等変更届出書を提出する場合に限り、本人確認書類の添付を省略することができます。

※ 氏名に変更があった場合は、必ず戸籍抄本（原本）を添付してください。

※ 住所に変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出してください。特に、出願前後に転居した際に転居届が出されていないと、受験票等の書類が届かないことがあります。

(3) その他

① 受験願書の取下げは認めません。

② 試験場は試験期日の約1か月前に官報で公告するとともに、審査会ウェブサイトで公表します。同一試験地に複数の試験場がある場合は、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（P7参照）から必要に応じて試験場を通知します。試験場を間違えると受験できませんので、必ず試験前に確認してください。

③ 受験票の保管

受験票は、短答式試験と論文式試験の両方において必要になりますので、短答式試験終了後も大切に保管しておいてください。

受験票を紛失した場合は、出願方法（書面・インターネット）にかかわらず、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（P7参照）に速やかに申し出てください。

④ 本人確認書類

受験願書受理後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票の交付（書面出願の場合）又は受験票のダウンロード（インターネット出願の場合）ができません。

3 インターネット出願

(1) 出願サイト

公認会計士試験の出願は、インターネット出願サイト（以下「出願サイト」という。）において受け付けています。

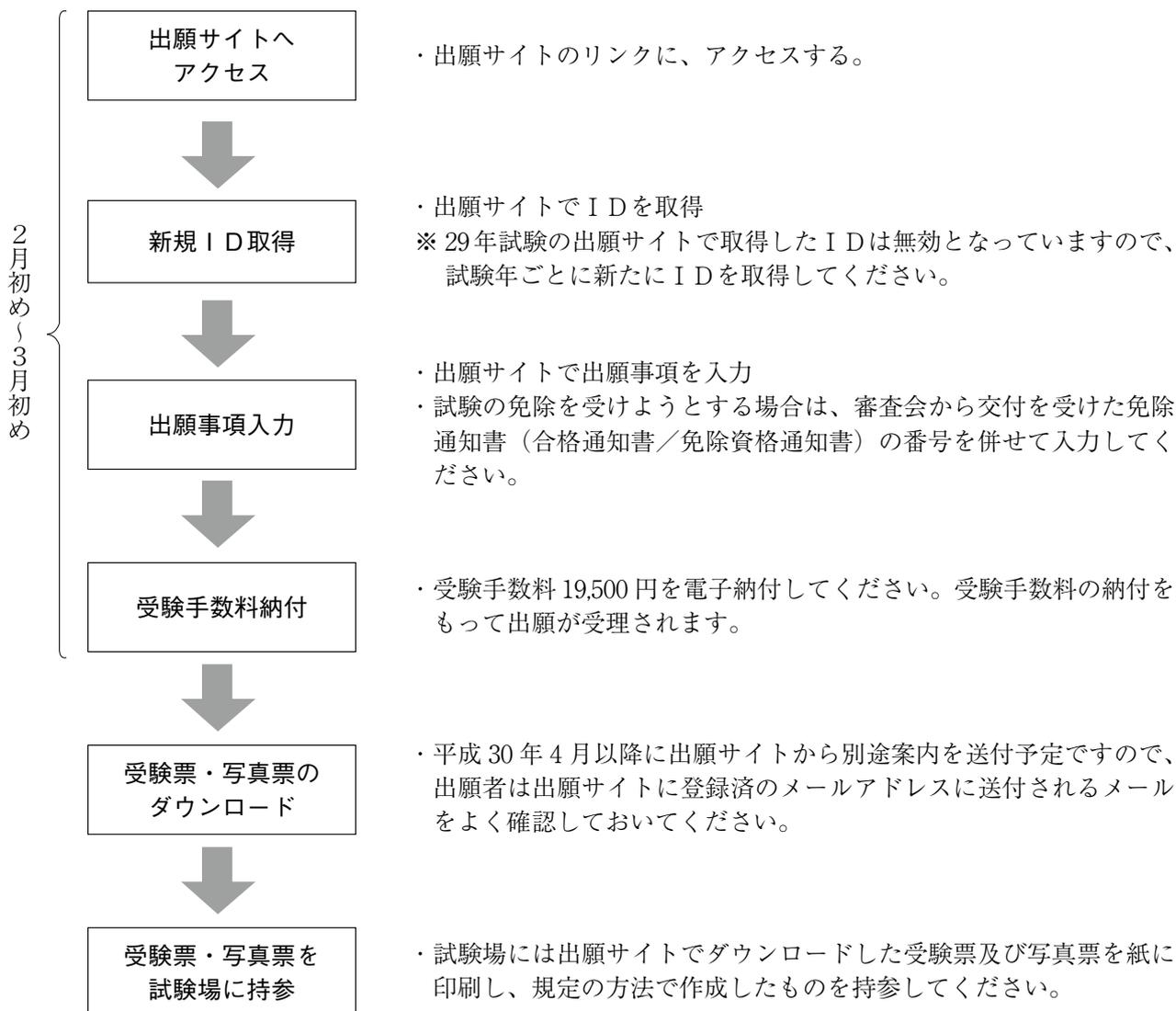
ただし、以下①～④に該当する者については、書面による出願に限ります。

- ① 会計専門職大学院修了見込者（平成 30 年 3 月をもって修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者）としての免除の適用を受けようとする者
- ② 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者として短答式試験みなし合格及び論文式試験科目免除の適用を受けようとする者
- ③ 論文式試験の全科目免除の適用を受けようとする者
- ④ 高等試験本試験合格者として免除の適用を受けようとする者

出願サイト：平成 30 年 2 月初め頃に、審査会ウェブサイトでご案内予定

受付期間：平成 30 年 2 月 9 日（金）10 時頃～3 月 1 日（木）23 時 59 分（期限厳守）

(2) 出願の流れ



(3) 出願事項の入力

- ① 出願サイトの必要事項の入力の際に使用できる漢字は、J I S 漢字コード第一水準及び第二水準のものとなります。氏名等にこれらの水準以外の漢字が含まれている場合は、置き換え可能な文字で入力してください。

受験票や合格証書等の氏名等は出願サイトに入力された文字のとおりに記載されます。

- ② 試験の免除を受けようとする場合は、審査会から交付を受けた免除通知書等の番号を出願サイトに入力してください。

(4) 電子納付

受験手数料 19,500 円の納付は電子納付（ペイジー（Pay-easy）による納付）に限ります。出願事項の入力後、納付番号等が発行されますので、当該納付番号等を用いて平成 30 年 3 月 2 日（金）23 時 59 分（期限厳守）までに電子納付してください。

期限までに電子納付が行われなかった場合、出願は不受理となります。ATMでの納付後に出力される明細票は、受験票をダウンロードするまで保管してください。

※ ペイジーによる納付は、銀行・郵便局等の金融機関のATM（現金自動預払機）又はインターネットバンキングから行うことができますが、金融機関の窓口では行うことができません。ペイジーが使える金融機関やその他ペイジーについての詳細は、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のウェブサイト（<http://www.pay-easy.jp/>）を御覧ください。また、ペイジーが使えるATMについては、それぞれの金融機関のウェブサイトを御覧いただくか、金融機関にお問い合わせください。

(5) 受験票・写真票

- ① 受験票・写真票のダウンロード

平成 30 年 4 月以降に出願サイトから別途案内を送付予定ですので、出願サイトに登録済のメールアドレスに送付されるメールをよく確認しておいてください。

- ② 受験票・写真票の印刷・作成

受験者は、ダウンロードしたデータを A 4 サイズ横置き of 白紙用紙に印刷し、受験票及び写真票をそれぞれ作成（折り畳み及びのり付け）してください。作成後の受験票及び写真票は、いずれも縦 21cm × 横 10cm 程度の大きさとなります。

写真票には P 6 に記載の規格を全て満たす写真 1 枚を貼付してください。規格を一つでも満たさないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認められません。

また、写真の裏面には氏名を記入のうえ、裏面全体をのり付けしてください。

(6) 照会先

出願事項の入力や受験手数料納付等、出願サイトに関するご質問については、サポートデスク（平日 9:00 ～ 18:15）で受け付けています。サポートデスクの電話番号については、審査会ウェブサイトを確認してください。

注意（出願サイトの登録ID等）

※ 出願サイトで登録したID、パスワード、メールアドレスは大切に管理してください。

特に、メールアドレスを変更すると、出願サイトからのお知らせが届かなくなる場合がありますので、メールアドレス変更の際は出願サイトの注意事項をよく読んで手続きを行ってください。

ID登録時に使用した氏名及び生年月日は、パスワードを忘れた場合にパスワードを再発行するための認証情報となりますので、誤りのないように登録してください。

4 書面出願

(1) 提出書類

以下①～⑤の書類を全て提出（⑥及び⑦については該当者のみ）してください。また、①～④のミシン目は切り離さないでください。

① 受験願書（含む受験整理表）

※ 受験願書と同時に配付するA3サイズの記載例を参照

※ 受験整理表については、コード番号表（受験願書裏面又はP26及びP27）参照

② 受験願書（控）※ 受験願書と相違のないように記入

③ 写真票 ※ 写真の裏面に氏名を記入のうえ、裏面全体をのり付け

写真の規格	ア 大きさが、縦4.5～5cm×横3.5～4cmのもの
	イ 白黒、カラーのいずれも可
	ウ 最近3か月以内に撮影したもの
	エ 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの
	オ 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの
	カ 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの

上記の規格に一つでも合わないものや、不鮮明なもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは認められません。

④ 受験票 ※ 受験票の裏面にも住所等を記入

⑤ 受験票返信用封筒

※ 82円分の郵便切手を貼付し、宛先は記入しないこと

※ 返信用封筒に貼り付けた切手代に超過分がある場合は、返金できません。

⑥ 免除資格を取得していること等を証する書面のコピー等（該当者のみ）

下表の区分に従い、免除資格を取得していること等を証する書面のコピー等を添付してください。

（注）平成28年試験以降に限る

対象者	免除資格を取得していること等を証する書面
ア 短答式試験の合格者（注）	公認会計士試験短答式試験合格通知書のコピー
イ 論文式試験の一部科目免除資格取得者（注）	公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書のコピー
ウ 旧公認会計士試験第2次試験合格者	旧公認会計士試験第2次試験合格証書のコピー
エ その他の免除資格取得者	公認会計士試験免除通知書のコピー
オ 会計専門職大学院修了見込者（平成30年3月修了見込）	通知書（条件付免除通知書）の原本
<p><イ・エに該当する場合></p> <p>免除資格を取得している試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除資格を取得していること等を証する書面のコピーに記載された「免除を受けられる科目」のうち、今回「受験する科目（免除を受けない科目）」を必ず二重線で消してください。</p> <p><ウに該当する場合></p> <p>免除資格を取得している論文式試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する旧公認会計士試験第2次試験合格証書のコピーの任意の箇所に「○○（科目名）については受験します」と朱書きしてください。</p>	

注意（免除資格を取得していること等を証する書面）

- ※ 受験願書に記載した氏名と免除資格を取得していること等を証する書面の氏名が異なる場合は、必ず戸籍抄本（原本）を添付してください。
- ※ 免除資格を取得していること等を証する書面に記載されている日付は、受験願書受付期間最終日の平成30年2月23日（金）までのものを有効とします。
- ※ 免除資格を取得していること等を証する書面を紛失した場合は、申請に基づき、各種証明書を発行（P8参照）しますので、当該証明書のコピーを受験願書に添付してください。

⑦ 住所等変更届出書（該当者のみ）

出願時において、受験願書等に記載した現住所が変更となる予定がある場合に提出（受験番号欄は空欄）してください。なお、出願と同時に住所等変更届出書を提出する場合に限り、本人確認書類の添付は省略することができます。

(2) 提出方法

受付期間：平成30年2月9日（金）～2月23日（金）（消印有効）

提出先：受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（下記（4）参照）

提出方法：受験願書提出用封筒により郵送（簡易書留）のみで受け付けます。

注意（受験願書の提出方法）

- ※ 免除資格を取得していること等を証する書面及び住所等変更届はA4サイズで提出する必要があります。A4でないものは、A4サイズの用紙に貼り付けて提出してください。
- ※ 受験願書と同時に配付される所定の受験願書提出用封筒には受験局ごとに願書送付先の宛名があらかじめ印刷されていますので、必ず受付期間内に受験願書提出用封筒を郵便局の窓口で簡易書留扱いにして郵送してください。
- ※ ①記載内容や提出書類に不備のある受験願書、②受付期間以外の日付の消印で郵送された受験願書、③財務局理財課等に直接持参された受験願書は、受理しません。

(3) 受験票

受験票は、平成30年3月下旬～4月上旬（予定）に受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（下記（4）参照）から送付します。

また、会計専門職大学院修了見込者については、「修得・修了証明書」の提出を確認後、平成30年4月下旬に、審査会から受験票を送付します。

(4) 照会先

受験願書の提出等に関する照会先は下表のとおりです。

試験地	窓口	所在地	電話番号
東京都	公認会計士試験 関東事務局	〒140-8799 日本郵便株式会社 品川郵便局 私書箱22号	03-6632-9677
大阪府	近畿財務局理財第1課	〒540-8550 大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6366
北海道	北海道財務局理財課	〒060-8579 札幌市北区北8条西2	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	〒980-8436 仙台市青葉区本町3-3-1	022-263-1111
愛知県	東海財務局理財課	〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-1790
石川県	北陸財務局理財課	〒921-8508 金沢市新神田4-3-10	076-292-7851
広島県	中国財務局理財課	〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	〒760-8550 高松市サンポート3-33	087-811-7780
熊本県	九州財務局理財課	〒860-8585 熊本市西区春日2-10-1	096-353-6351
福岡県	福岡財務支局理財課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-411-5075
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0092

5 各種証明書の発行手続

(1) 証明書の発行

下表左側の書面を紛失した場合、これらは再発行ができません。これらの書面を紛失し、証明書の発行を希望する者は、審査会に各種証明書発行申請書を提出してください。

紛失した書面	証明書発行申請書の種類
短答式試験合格通知書	短答式試験合格証明書発行申請書
論文式試験一部科目免除資格通知書	論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書
旧公認会計士試験第2次試験合格証書	合格証明書発行申請書
公認会計士試験免除通知書	免除証明書発行申請書

(2) 提出書類

① 証明書発行申請書

- ・ 申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入
- ・ 電話番号欄には、日中確実に連絡がとれる電話番号を記入

② 本人確認書類（運転免許証等）をA4サイズの用紙にコピーしたもの

- ・ 申請書に記載した現住所、氏名及び生年月日を確認できる書類を添付

③ 返信用封筒（長形3号、12cm×23cm程度の大きさ）

- ・ 簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分（簡易書留 392円、特定記録郵便 242円）の郵便切手を貼り、「簡易書留」又は「特定記録」と明記すること
- ・ 返信先の郵便番号、住所及び氏名を明記すること（原則として、返信先は証明書発行申請書に記載した現住所に限る）

注意（証明書発行申請）

- ※ 証明書発行申請書に記載した氏名と免除資格を得た（又は合格した）ときに交付された通知書（又は合格証書）に記載された氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを証明する書類として戸籍抄本（原本）を添付してください。
- ※ 返信用封筒に貼り付けた切手代に超過分がある場合は、返金できません。

(3) 提出方法

提出期限：平成30年2月8日（木）（消印有効）

各種証明書発行申請書は、随時受け付けていますが、平成30年第Ⅱ回短答式試験に出願する場合には、上記の期限までに申請の手続を行ってください。

提出先：審査会 ※ 送付の際は、P31の宛名ラベルを活用してください。

6 各種様式

以下の様式は、審査会ウェブサイトからダウンロードできます。送付の際は、P29及びP31の宛名ラベルを活用してください。

- ・ 公認会計士試験免除申請書
- ・ 免除証明書発行申請書
- ・ 短答式試験合格証明書発行申請書
- ・ 論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書
- ・ 合格証明書発行申請書
- ・ 住所等変更届出書

(1) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、以下のとおりです。

なお、「平成30年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を審査会ウェブサイトに掲載しています。

<短答式試験及び論文式試験共通の試験科目>

① 会計学

・財務会計論

簿記、財務諸表論、その他企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・管理会計論

原価計算、その他企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、その他監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

<論文式試験のみの試験科目>

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学（選択科目）

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学（選択科目）

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法（選択科目）

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学（選択科目）

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(2) 法令等の適用日

試験の解答に当たり適用すべき法令等は、次のとおりです。

- ・ 第Ⅱ回短答式試験：平成30年4月1日現在施行（適用）のもの
- ・ 論文式試験：平成30年4月1日現在施行（適用）のもの
ただし、租税法については、平成30年1月1日現在施行のもの

Ⅱ. 公認会計士試験の免除について

1 概要

< 免除の種類と要件 >

免除の種類と要件は概ね下表のとおりです。審査会は、免除申請書及び添付書類の内容を審査した後、認定した者には免除通知書を送付します。

短答式試験合格者（平成 28 年試験以降）及び論文式試験一部科目免除資格取得者（平成 28 年試験以降）については、免除申請手続は不要ですので、P4～P7のとおり、出願時に必要な手続きをとってください。

なお、平成 18 年以降に免除手続が済んでいる場合、いずれの免除事由についても、再度の免除申請は不要です。ただし、旧公認会計士試験制度の下で平成 17 年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります。

※ 資格要件別の免除科目については P19 参照

試験区分	免除の種類	要件（P13～P18 参照）
短答式試験	試験免除 (2年間)	短答式試験合格者（平成 28 年試験以降）
	全科目免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者 ・ 法律学教授・准教授／法律学博士の学位を授与された者 ・ 高等試験本試験合格者 ・ 司法試験合格者 ・ 旧司法試験第 2 次試験合格者
	一部科目免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税理士となる資格を有する者 ・ 税理士試験の科目合格者 ・ 会計専門職大学院修了者（見込者） ・ 金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に 7 年以上従事した者
	試験のみなし 合格	旧公認会計士試験第 2 次試験合格者
論文式試験	一部科目免除 (2年間)	論文式試験一部科目免除資格取得者（平成 28 年試験以降）
	一部科目免除	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者 ・ 法律学教授・准教授／法律学博士の学位を授与された者 ・ 経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者 ・ 高等試験本試験合格者 ・ 司法試験合格者 ・ 旧司法試験第 2 次試験合格者 ・ 不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第 2 次試験合格者 ・ 税理士となる資格を有する者 ・ 企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者 ・ 監査基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者 ・ 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者

2 申請方法

(1) 概要

平成 30 年第Ⅱ回短答式試験において、一部科目免除等を受けようとする者は、申請期限までに、免除申請を済ませておく必要があります。

免除申請書の様式は、審査会ウェブサイトからダウンロードできます。

免除申請は、書面のほかインターネットにより行うことができます。ただし、以下に該当する者は必ず書面により免除申請を行う必要がありますので、注意してください。

- ・ 商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者
- ・ 法律学教授・准教授／法律学博士の学位を授与された者
- ・ 経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者
- ・ 高等試験本試験合格者
- ・ 会計専門職大学院修了見込者
- ・ 金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した者
- ・ 企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者
- ・ 監査基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者
- ・ 旧公認会計士試験第2次試験合格者

< 全科目免除者の取扱い >

旧公認会計士試験第2次試験合格者が監査論の一部科目免除資格を得た後、更に租税法の免除資格を得た場合など、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除を受けることが可能となります。この場合、一部科目免除資格に該当する監査論の免除を受けるためには、書面の受験願書を提出し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）のコピー等を添付することにより、免除を申請する必要があります。

出願後、審査会において、試験科目の全部について免除されることが添付書類により確認された場合には、出願者に対して「全科目免除証明書」を交付します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

(2) インターネットによる免除申請

インターネットにより免除申請を行う場合は、出願サイトへアクセスのうえ免除申請事項を入力し、所定の期限内に免除を受ける資格を有することを証する書面を審査会に郵送（簡易書留扱い）で提出してください。免除申請書及び返信用封筒の提出は不要です。

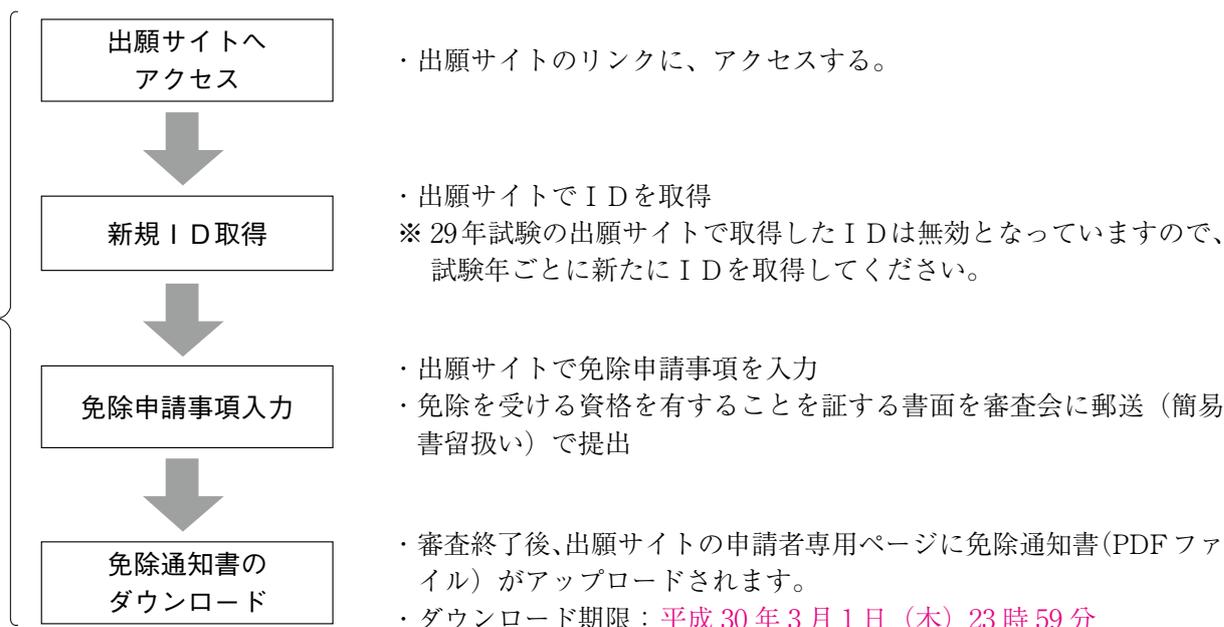
審査の結果、免除が認められた者に対しては、出願サイトの申請者専用ページ（マイページ）に免除通知書（PDF ファイル）がアップロードされます。免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください。

なお、審査結果を通知した後においては、免除申請書等の提出書類は返戻しません。

出願サイト：平成 30 年 2 月初め頃に、審査会ウェブサイトでご案内予定

受付期間：平成 30 年 2 月 5 日（月）10 時頃～2 月 16 日（金）23 時 59 分（期限厳守）

2月初め～3月初め



(3) 書面による免除申請

① 提出書類

ア 免除申請書

- ・ 申請書様式を審査会ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入

イ 免除を受ける資格を有することを証する書面 ※P13～P18参照

ウ 返信用封筒

- ・ 長形3号、12cm × 23cm程度の大きさ
- ・ 宛先（免除申請者）の郵便番号、住所、氏名を明記
- ・ 簡易書留又は特定記録郵便扱いとし、必要金額分（簡易書留 392円、特定記録郵便 242円）の郵便切手を貼り、封筒表に「簡易書留」又は「特定記録郵便」と明記

② 提出方法

任意の封筒にP31の宛名ラベルを貼り、必ず郵便局の窓口で簡易書留扱いにして審査会宛てに郵送してください。

注意（免除申請に係る提出書類等）

- ※ 提出書類に不足や不備がある場合には、免除通知書の交付が受験願書の提出期限に間に合わない場合があります。
- ※ 免除を受ける資格を有することを証する書面として、他の国家試験の合格証書等のコピーが添付された免除申請書に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。
- ※ 返信用封筒に貼り付けた切手代に超過分がある場合は、返金できません。
- ※ 審査の結果、免除が認められた者に対しては、免除通知書を交付します。**免除通知書に有効期限はありませんので、公認会計士試験合格まで大切に保管してください。**
- ※ 審査結果を通知した後においては、免除申請書等の提出書類は返戻しません。

③ 提出期限

免除申請は、随時受け付けていますが、審査に日数を要する場合がありますので、平成30年第Ⅱ回短答式試験に出願するために免除申請を行う場合は、P13～P18を確認のうえ、免除事由ごとに所定の提出期限までに免除申請書を提出してください。

3 提出期限等

(1) 商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者

① 対象者

大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

② 免除内容

短答式試験の全科目免除（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）

論文式試験の一部科目免除：会計学、経営学

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

<教授又は准教授の場合>

- ・ 在職（在籍）証明書（3年以上の在職が明らかになるもの）
- ・ 講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职3年間の講義の内容が明らかになるもの）
- ・ 時間割表（在职3年間）
- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧

<博士号取得者の場合>

- ・ 学歴及び経歴書
- ・ 研究業績一覧
- ・ 博士課程在籍及び成績証明書
- ・ 博士学位論文（コピー可）
- ・ 博士学位授与証明書
- ・ 博士学位審査報告書

④ 提出期限

（書 面）平成30年1月22日（月）

(2) 法学教授・准教授／法学博士の学位を授与された者

① 対象者

大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

② 免除内容

短答式試験の全科目免除（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）

論文式試験の一部科目免除：企業法、民法

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

P13 (1) ③と同じ

④ 提出期限

（書 面）平成30年1月22日（月）

(3) 経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者

① 対象者

大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

② 免除内容

論文式試験の一部科目免除：経済学

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面
P13 (1) ③と同じ

④ 提出期限
(書 面) 平成30年1月22日(月)

(4) 高等試験本試験合格者

① 対象者
高等試験本試験に合格した者

② 免除内容
短答式試験の全科目免除(財務会計論、管理会計論、監査論、企業法)
論文式試験の一部科目免除：高等試験本試験において受験した科目(当該科目が商法である場合は企業法)

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面
高等試験(司法科)：法務省発行の合格証明書
高等試験(行政科)：内閣府発行の合格証明書

④ 提出期限
(書 面) 平成30年2月8日(木)

(5) 司法試験合格者

① 対象者
司法試験に合格した者

② 免除内容
短答式試験の全科目免除(財務会計論、管理会計論、監査論、企業法)
論文式試験の一部科目免除：企業法、民法

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の合格証明書

④ 提出期限
(書 面) 平成30年2月8日(木)
(インターネット) 平成30年2月16日(金)

(6) 旧司法試験第2次試験合格者

① 対象者
旧司法試験第2次試験に合格した者

② 免除内容
短答式試験の全科目免除(財務会計論、管理会計論、監査論、企業法)
論文式試験の一部科目免除：旧司法試験第2次試験において受験した科目(当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学)

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の合格証明書

④ 提出期限
(書 面) 平成30年2月8日(木)
(インターネット) 平成30年2月16日(金)

(7) 税理士となる資格を有する者

① 対象者
税理士登録を受けている者等

② 免除内容

短答式試験の一部科目免除：財務会計論

論文式試験の一部科目免除：租税法

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

<税理士登録を受けている場合>

- ・ 登録事項証明書（日本税理士会連合会発行）
- ・ 税理士試験の合格証書（コピー）（国税審議会発行）等、税理士となる資格を有することを証する書面

※ 上記2種類の証明書が両方とも必要となります。

<税理士登録を受けていない場合>

- ・ 在職証明書（任意様式、2年間の実務経験があることを証するもの）
- ・ 源泉徴収票（在職証明書に係る期間分）等

※ 詳細は審査会総務試験室試験担当係（電話番号 03-5251-7295）に照会してください。

④ 提出期限

（書面）平成30年2月8日（木）

（インターネット）平成30年2月16日（金）

(8) 税理士試験の科目合格者

① 対象者

税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）

② 免除内容

短答式試験の一部科目免除：財務会計論

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

税理士試験等結果通知書（コピー）（国税審議会発行）等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証する書面

④ 提出期限

（書面）平成30年2月8日（木）

（インターネット）平成30年2月16日（金）

(9) 会計専門職大学院修了者

① 対象者

会計専門職大学院において、

(i) 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究

(ii) 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究

(iii) 監査論その他の監査に属する科目に関する研究

により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者

② 免除内容

短答式試験の一部科目免除：財務会計論、管理会計論、監査論

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

修得・修了証明書

※ 履修科目に関して講義の内容などが分かる書類の提出を求める場合があります。

※ 成績証明書や修了証明書等ではなく、必ず修得・修了証明書を提出してください。

④ 提出期限

(書 面) 平成30年2月8日(木)
(インターネット) 平成30年2月16日(金)

会計専門職大学院修了見込者の場合

<ステップ1：免除申請書の提出>

平成30年3月をもって修士(専門職)の学位の取得が見込まれる者は、その学位を取得する前に、免除申請書及び返信用封筒(P12(3)参照)のほか、免除を受ける資格を有することを証する書面として、以下アの書類を審査会に提出してください。手続き終了後、審査会から「通知書(条件付免除通知書)」が郵送により交付されます。

ア 免除を受ける資格を有することを証する書面

修得・修了見込証明書(原本)(会計専門職大学院発行のもの)

※ 成績証明書や修了見込証明書等ではなく、必ず修得・修了見込証明書を提出してください。

イ 提出期限

(書 面) 平成30年2月8日(木)

ウ 提出方法

任意の封筒にP31の宛名ラベルを貼り、必ず郵便局の窓口で簡易書留扱いにして審査会宛てに郵送してください。

<ステップ2：書面による受験願書の提出>

受験願書の提出方法はP7(2)のとおりです。受験願書の「⑮その他の免除通知書番号」欄に上記の「通知書(条件付免除通知書)」の通知番号を記入し、当該通知書原本を添付のうえ、必ず郵便局の窓口で簡易書留扱いにして、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等(P7(4)参照)宛てに郵送してください。

<ステップ3：修得・修了証明書の提出>

修士(専門職)の学位を取得した後に、返信用封筒(P12(3)参照)のほか、免除を受ける資格を有することを証する書面として、以下アの書類を提出してください。

手続き終了後、平成30年4月下旬に審査会から免除通知書を送付します。また、同時期に受験票も別便にて審査会から送付します。

ア 免除を受ける資格を有することを証する書面

修得・修了証明書(原本)(会計専門職大学院発行のもの)

イ 提出期限

(書 面) 平成30年4月12日(木) 必着

※ 期限までに修得・修了証明書の提出がない場合には、平成30年第Ⅱ回短答式試験では、当該免除は受けられません。

ウ 提出方法

任意の封筒にP31の宛名ラベルを貼り、必ず郵便局の窓口で簡易書留扱いにして審査会宛てに郵送してください。

(10) 金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した者

① 対象者

金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者

② 免除内容

短答式試験の一部科目免除：財務会計論

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

※ 下記のほか、必要に応じ、追加の書類提出をお願いする場合があります。

- ・ 在職証明書（会社の社印による証明が必要）
 ※ 在職期間、担当部署名等を詳細に記入のこと
- ・ 業務分掌規程（事務又は業務に従事した期間全てに係るもの）
- ・ 従事した事務又は業務の内容が分かる書類（会社の社印による証明が必要）
- ・ 会社案内
- ・ 事務又は業務に従事した7年間分の監査証明書（コピー）等、事務又は業務に従事した期間において監査を受けていることが分かる書類

④ 提出期限

（書 面）平成30年1月22日（月）

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合がありますので、免除の要件が整い次第提出してください。

(11) 不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者

① 対象者

不動産鑑定士試験合格者

旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者

② 免除内容

論文式試験の一部科目免除：経済学又は民法

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

合格証明書（国土交通省発行）

④ 提出期限

（書 面）平成30年2月8日（木）

（インターネット）平成30年2月16日（金）

(12) 企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者

① 対象者

企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると審査会が認定した者

② 免除内容

論文式試験の一部科目免除：会計学

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

審査会総務試験室試験担当係（電話番号 03-5251-7295）に照会してください。

④ 提出期限

（書 面）平成30年1月22日（月）

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合がありますので、免除の要件が整い次第提出してください。

(13) 監査基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者

① 対象者

監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると審査会が認定した者

② 免除内容

論文式試験の一部科目免除：監査論

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面
審査会総務試験室試験担当係（電話番号 03-5251-7295）に照会してください。

④ 提出期限

（書 面）平成 30 年 1 月 22 日（月）

※ 免除可否の審査に相当の日数を要する場合がありますので、免除の要件が整い次第提出してください。

(14) 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者

① 対象者

旧公認会計士試験第 2 次試験合格者のうち、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある者

※ 旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度免除申請を行う必要があります。

② 免除内容

論文式試験の一部科目免除：旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験において免除を受けた科目（当該科目が商法である場合は企業法）

※ 短答式試験のみなし合格（財務会計論、管理会計論、監査論、企業法）については、免除申請を行う必要はありませんので、出願時に旧公認会計士試験第 2 次試験の合格証書のコピーを提出してください。

③ 免除を受ける資格を有することを証する書面

- ・ 旧公認会計士試験第 2 次試験論文式試験の合格証書のコピー
- ・ 平成 17 年以前に交付を受けた「公認会計士第 2 次試験免除通知書」
又は「公認会計士第 2 次試験免除確認（認定）通知書」

※ 免除資格を取得している論文式試験科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する旧公認会計士試験第 2 次試験合格証書のコピーの任意の箇所に「○○（科目名）については受験します」と朱書きしてください。

④ 提出期限

（書 面）平成 30 年 2 月 8 日（木）

参考

資格要件別免除科目一覧

資格要件	免除科目	
	短答式試験	論文式試験
商学教授・准教授／商学博士の学位を授与された者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	会計学、経営学
法律学教授・准教授／法律学博士の学位を授与された者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	企業法、民法
経済学教授・准教授／経済学博士の学位を授与された者	—	経済学
高等試験本試験合格者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合は企業法）
司法試験合格者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	企業法、民法
旧司法試験第2次試験合格者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	旧司法試験第2次試験において受験した科目（当該科目が商法又は会計学である場合は企業法又は会計学）
税理士となる資格を有する者	財務会計論	租税法
税理士試験の科目合格者	財務会計論	—
会計専門職大学院修了者（見込者）	財務会計論、管理会計論、監査論	—
金融商品取引法等に規定する上場会社等で会計等に関する事務に7年以上従事した者	財務会計論	—
不動産鑑定士試験合格者及び旧不動産鑑定士試験第2次試験合格者	—	経済学又は民法
企業会計の基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者	—	会計学
監査基準の設定等の事務に従事した者で審査会が認定した者	—	監査論
旧公認会計士試験第2次試験合格者	財務会計論、管理会計論、監査論、企業法	旧公認会計士試験第2次試験において免除を受けた科目（当該科目が商法である場合は企業法）

Ⅲ. 公認会計士試験の実施について

1 受験上の注意事項

(1) 受験者心得

① 試験開始前

- ・ 天候等の影響により、交通機関が遅延するおそれがありますので、**試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにしてください。**
- ・ 各科目の試験開始前に試験問題の配付、注意事項等の説明、インターネット出願者の写真票の回収を行いますので、**試験開始時刻 20 分前までに必ず着席してください。**
- ・ 注意事項等の説明時には、耳栓の使用は認めません。また、耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。
- ・ 節電対策や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、各自調節できるよう服装には十分注意してください。
- ・ 体調不良等により、咳・くしゃみ等が出るおそれのある受験者は、マスクを着用するなど、周囲の受験者に迷惑をかけないように注意してください。

② 着席後

- ・ **着席時刻以降は試験官の指示に従ってください。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。**
- ・ 試験中に日常的な生活騒音等（注）が発生した場合でも救済措置は行いません。
（注） 試験官の巡回による足音や監督業務上必要な打合せ等による話し声のほか、航空機、自動車、風雨、空調、周囲の受験者の咳、くしゃみ及び鼻をすする等の音、照明の点滅など
- ・ **受験票を所持しない者の受験は認めません。**受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。
- ・ インターネット出願者については、最初に受験する科目の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、**写真票を提出しない者の受験は認めません。**
- ・ 試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いてください。机の上に置かず椅子や机の下等に置いた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ・ 論文式試験の答案用紙は、左上をホッチキス留めした状態で配付しますので、ホッチキス留めを外さずそのままの状態で作成してください。**答案用紙のホッチキス留めを外した場合、採点されないことがあります。**
- ・ 着席時刻以降は、P 22 及び P 23 に掲げるもの以外は全てかばん等の中にしまい、衣服のポケット等にも入れないでください。また、かばん等は口を閉めて足下に置いてください。
- ・ **試験中に試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。**試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- ・ 電卓は、P 23 の基準の全てを満たすものに限り、当該基準に適合するかどうかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。
- ・ 携帯電話、ウェアラブル端末等の通信機器の使用はできません。携帯電話、ウェアラブル端末等を時計として使用することも禁止します。
- ・ 携帯電話は必ず電源を切り、アラーム等の音が出る設定も必ず解除してください。試験中に携帯電話等の着信音等が鳴った場合は、不正受験とみなすことがあります。携帯電話の取扱いについては、試

験官の指示に従ってください。

- ・ 周囲に迷惑を掛けるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。

③ 中途退室

- ・ 試験中の中途退室はできません。

ただし、試験時間が120分以上の科目は、試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間、答案用紙を提出したうえで中途退室することができます。中途退室を希望する場合は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示のうえ、試験官の指示に従ってください。

- ・ **中途退室時には試験問題及び法令基準等の持ち帰りは認めません。**
- ・ 災害等により、試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合には、中途退室を認めない場合があります。

④ 試験終了後

- ・ **試験終了後、試験場全体の答案用紙の確認が完了するまで、試験室からの退室はできません。**試験官が指示するまで絶対に席を立たないでください。
- ・ 試験問題及び法令基準等は、試験終了後持ち帰ることを認めます。ただし、免除科目、欠席科目、中途退室した科目については、試験問題及び法令基準等の持ち帰りは認めません。

⑤ 不正受験

- ・ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります（公認会計士法第13条の2）。
 - ア 合格決定の取消し又は受験の禁止
 - イ 上記アの処分を受けた者に対する3年以内の受験の禁止

(2) 携行品

区分		注意事項
①受験票		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験票を所持しない者の受験は認めません。受験票は、着席時刻以降、試験官に見えるように机の上に置いてください。 ・ 受験票は書面出願者及びインターネット出願者ともに試験場に持参してください。
②写真票		<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真票はインターネット出願者のみ持参してください。 ・ インターネット出願者については、最初に受験する科目の試験開始前に写真票を回収しますので、着席時刻以降、受験票と並べて試験官に見えるように机の上に置いてください。なお、写真票を提出しない者の受験は認めません。
③筆記用具	短答式試験 鉛筆、シャープペンシル プラスチック製消しゴム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉛筆やシャープペンシルの芯は、黒のB又はHBのものに限り ます。これらのもの以外でマークした答案は採点されないこと があります。 ・ 問題用紙に使用する場合にのみ、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ポ ールペンの使用を認めます。 ・ 短答式試験においては、修正液や修正テープの持込み及び使用 は認めません。
	論文武試験 ボールペン、万年筆 修正液、修正テープ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ポールペンや万年筆のインクは、黒に限り ます。これらのもの以外で記入した答案は採点されないこと があります。 ・ ボールペンはプラスチック製消しゴム等でインクを消せないも のに限り ます。 ・ 問題用紙に使用する場合にのみ、黒鉛筆、シャープペンシル、 プラスチック製消しゴム、蛍光ペン、色鉛筆及び色付ポ ールペンの使用を認めます。 ・ 修正液又は修正テープは白に限り ます。
④その他	算盤又は電卓 1台	P23の基準を満たすものに限り ます。
	時計（腕時計を含む。） 又は ストップウォッチ 1個	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計時機能のみを有するものに限ることとし、通信機能、撮影機 能等を有するものの使用は禁止 します。 ・ アラーム等の音（音階、音声等）を 発する機能の使用は禁止 します。
	ホッチキス、定規	・ 分度器、三角定規も使用可 能です。
	耳栓	・ 試験中の耳栓の使用は認め ますが、試験開始前の注意事 項等には、使用を認めませ ん。また、耳栓の使用により 注意事 項等を聞き漏らした場合 でも、再度の説明は行いま せん。

区分		注意事項
④ その他	ふた付ペットボトル入り飲料 (700ml 以下のもの 1 本)	<ul style="list-style-type: none"> ・缶入り飲料は持込みできません。アルミ製のボトルやペットボトルカバーは使用を認めません。 ・原則、試験中の飲食は禁止ですが、左記のものに限り、試験中机の上に置いて飲むことを認めます。1 本目を飲み終わった場合には、試験官の許可を得て、ペットボトルを交換し机の上に置いた上で飲むことを認めます。 ・試験中、700ml を超える容量のペットボトルや複数のペットボトルを机の上に置いている場合、撤去されることがあります。
	マスク、ハンカチ、タオル ポケットティッシュ、 ひざ掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・試験官が試験実施上不正の疑い等があると判断した場合は使用を認めない場合があります。

(3) 電卓の使用基準

電卓は、以下①～⑥の基準の全てを満たすものに限り、当該基準に適合するかどうかは試験官が試験場において判定し、適合しないと判定したものについては、使用を禁止します。なお、いかなる場合でも、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないもの
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの
- ③ 外形寸法がおおむね縦 20cm × 横 20cm × 高さ 5cm を超えないもの
- ④ ケースやカバーが付いていないもの（ケースやカバーは取り外すこと。）
- ⑤ 計算機能以外の機能を有しないもの
- ⑥ 以下ア～エに掲げる機能を有しないもの

ア プログラム入力・記憶機能

例えば次に示すようなキーのあるもので、プログラム入力・記憶機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

RUN、EXE、PRO、PROG、COMP、ENTER

P1、P2、P3、P4、PF1、PF2、PF3、PF4

イ 関数電卓機能

例えば次に掲げる機能はいわゆる関数電卓機能に当たるものとし、これらの機能を有しているものは、試験場での使用を不可とします。

- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ウ 紙に記録する機能

エ 漢字・カナ・英字入力機能

(注) 例えば、以下の機能については、上記ア～エの機能に該当しないため、試験場での使用は可とします。

- ・ GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%などのキー
- ・ 税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・ 日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・ 時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・ 換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）

- ・カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーから指を離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

2 合格発表

(1) 発表予定日

〔第Ⅱ回短答式試験〕

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成 30 年 6 月 22 日（金） |
| ② 官報 | 平成 30 年 6 月 27 日（水） |
| ③ 郵送（合格通知書） | 平成 30 年 7 月上旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成 30 年 11 月 16 日（金） |
| ② 官報 | 平成 30 年 11 月 21 日（水） |
| ③ 郵送（合格証書・各種通知書） | 平成 30 年 11 月下旬頃 |

(2) 発表方法

短答式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において受験番号を掲示 (インターネット) 審査会ウェブサイトにて受験番号を掲載 (官 報) 受験番号を公告 (郵 送) 合格者に合格通知書を郵送
論文式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において受験番号及び氏名を掲示 (インターネット) 審査会ウェブサイトにて受験番号を掲載 (官 報) 受験番号及び氏名を公告 (郵 送) 合格者に合格証書を郵送
論文式試験一部科目免除 資格取得者	(インターネット) 審査会ウェブサイトにて受験番号を掲載 (郵 送) 該当者に論文式試験一部科目免除資格通知書を郵送
論文式試験答案提出者	(郵 送) 論文式試験成績通知書を郵送

(注 1) 電話による合否及び受験番号の問合せには一切応じません。

(注 2) 郵送物は受験願書に記載された住所（又は住所等変更届出書に記載した住所）に簡易書留で郵送しますので、必ず受取りをお願いします。

コード番号表

①受験局区分

0	1	関東財務局
0	2	近畿財務局
0	3	北海道財務局
0	4	東北財務局
0	5	東海財務局
0	6	北陸財務局
0	7	中国財務局
0	8	四国財務局
0	9	九州財務局
1	0	福岡財務支局
1	1	沖縄総合事務局

④職業区分

		例	
会計士補	0 1	会計士補 (02に該当しても01とする。)	
監査法人・会計事務所勤務(01・03を除く。)	0 2	監査法人、個人会計事務所、税理士事務所に従事(会計士補・税理士を除く。)	
税理士	0 3	税理士 (02に該当しても03とする。)	
会社員	0 4	民間企業等に従事	
公務員 (06を除く。)	0 5	国家公務員、地方公務員 (教員を除く。)	
教員	0 6	学校教育法による学校の教員、教授 (05に該当しても06とする。)	
教育・学習支援 (06を除く。)	0 7	専修学校、受験予備校の講師 (教員を除く。)	
学生	0 8	学校教育法による学校の生徒、学生等	
専修学校・ 各種学校受講生	0 9	専修学校生、受験予備校生	
無職	1 0	無職、パート等の者	
その他	1 1	個人会計事務所を除く自営業 (農業等)	

②生年月日区分(年号)

1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成

*非常勤職員、嘱託職員、派遣社員、契約社員等は、10(無職)以外の勤務する職業区分を記入すること。

(注)「申込日」現在の職業を記入してください。

⑤学歴区分

大学院修了(02を除く。) (見込者含む。)	0	1
会計専門職大学院修了 (見込者含む。)	0	2
大学院在学中(04を除く。)	0	3
会計専門職大学院在学中	0	4
大学(短大含む。)卒業 (見込者含む。)	0	5
大学(短大含む。)在学中	0	6
高校卒業(見込者・大学 中退者を含む。)	0	7
その他	0	8

*「修了」又は「卒業」には、
平成30年3月に「修了」又は「卒業」
見込の者を含む。

⑦免除を受ける科目 (短答式)の区分

例1：財務会計論の免除を受ける場合

財務 会計論	管 理 会計論	監査論	企業法
1			

例2：旧第2次試験合格者の場合

財務 会計論	管 理 会計論	監査論	企業法
1	1	1	1

*旧第2次試験合格者及び短答式
試験免除者については、すべての
科目に「1」を記入すること。

③性別区分

1	男性
2	女性

⑥論文式選択科目区分

例：経済学を選択の場合

経営学	経済学	民法	統計学
	1		

*選択する科目に「1」を記入すること。選択科目の免除
を受ける場合であっても記入すること。

(注)旧第2次試験合格者は当該試験で受験した科目が
2科目ある場合でも、必ずそのうちの1科目を選択
して「1」を記入してください。

⑧短答式試験 免除要件
(⑦の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	2	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	3	高等試験本試験に合格した者
0	4	司法試験に合格した者又は旧司法試験の第2次試験に合格した者
0	5	平成28年試験以降の公認会計士試験短答式試験に合格した者
0	6	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験第2次試験に合格した者
0	7	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（※基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）
0	8	会計専門職大学院において、 (i) 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (ii) 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (iii) 監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者
0	9	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者

⑨免除を受ける科目（論文式）の区分
例：経済学の免除を受ける場合

会計学	監査論	企業法	租税法	選択科目			
				経営学	経済学	民法	統計学
					1		

* 選択科目の免除を受ける場合には、⑥で選択した科目に「1」を記入すること。

⑩論文式試験 免除要件
(⑨の区分に「1」を記入した場合のみ対象)

0	1	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	2	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	3	高等試験本試験に合格した者
0	4	司法試験に合格した者
0	5	旧司法試験の第2次試験に合格した者
0	6	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
0	7	不動産鑑定士試験に合格した者又は旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験に合格した者
0	8	税理士となる資格を有する者
0	9	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び应用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	0	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び应用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者
1	1	旧公認会計士法の規定による公認会計士試験第2次試験に合格した者
1	2	平成28年試験以降の公認会計士試験論文式試験の一部科目について公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者

⑪旧第2次試験合格証書番号

(旧第2次試験合格者が対象)

0	*	*	*	*	*
---	---	---	---	---	---

* 右詰めで記入すること。
空欄が生じる場合は「0」を記入すること。
(注) 旧第2次試験合格者は必ず記入してください。

⑫短答式試験合格通知書番号

(⑧が「05」に該当する者が対象)
* 通知書の右上に記載されている7ケタの番号を記入すること。

⑬⑭論文式試験一部科目免除資格通知書番号

(⑩が「12」に該当する者が対象)
* 通知書の右上に記載されている6ケタの番号を記入すること。

⑮その他の免除通知書番号

0	*	*	*	*	*
---	---	---	---	---	---

* 通知書の右上に記載されている番号を右詰めで記入すること。
空欄が生じる場合は「0」を記入すること。

住所等変更届出書提出用宛名ラベル

(書面・インターネット出願共通)

【試験地：東京都】 〒 140-8799 日本郵便株式会社品川郵便局私書箱 22 号 公認会計士試験関東事務局 御中 <住所等変更届出書在中>	【試験地：大阪府】 〒 540-8550 大阪市中央区大手前 4-1-76 近畿財務局理財第 1 課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：北海道】 〒 060-8579 札幌市北区北 8 条西 2 北海道財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	【試験地：宮城県】 〒 980-8436 仙台市青葉区本町 3-3-1 東北財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：愛知県】 〒 460-8521 名古屋市中区三の丸 3-3-1 東海財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	【試験地：石川県】 〒 921-8508 金沢市新神田 4-3-10 北陸財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：広島県】 〒 730-8520 広島市中区上八丁堀 6-30 中国財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	【試験地：香川県】 〒 760-8550 高松市サンポート 3-33 四国財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：熊本県】 〒 860-8585 熊本市西区春日 2-10-1 九州財務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	【試験地：福岡県】 〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡財務支局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>
【試験地：沖縄県】 〒 900-8530 那覇市おもろまち 2-1-1 沖縄総合事務局理財課 御中 <住所等変更届出書在中>	※ 住所等変更届出書には、運転免許証等の本人を確認できる書類(以下「本人確認書類」という。)を A 4 用紙にコピーしたものを添付してください。ただし、出願と同時に住所等変更届出書を提出する場合に限り、本人確認書類の添付を省略することができます。 ※ 氏名に変更があった場合は、必ず戸籍抄本(原本)を添付してください。 ※ 住所に変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出してください。特に、出願前後に転居した際に転居届が出されていないと、受験票等の書類が届かないことがあります。

免除申請用宛名ラベル

(書面・インターネット出願共通)

【書面により免除申請を行う場合】	【添付書類のみを郵送する場合】 ※インターネットにより免除申請を行った者 ※会計専門職大学院修了見込者が修得・修了証明書を送付する場合
〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室 試験担当係 御中 ＜公認会計士試験免除申請書在中＞	〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室 試験担当係 御中 ＜公認会計士試験免除申請書添付書類在中＞

各種証明書発行申請用宛名ラベル

(書面・インターネット出願共通)

【免除証明書の発行を申請する場合】 ・短答式・論文式試験において免除を受けた者で、免除通知書を紛失した者 ⇒免除証明書発行申請書 ・論文式試験一部科目免除を受けた者で、論文式試験一部科目免除資格通知書を紛失した者 ⇒論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書	【試験合格証明書等】 ・短答式試験に合格した者で合格通知書を紛失した者 ⇒短答式試験合格証明書発行申請書 ・平成17年試験以前の旧第2次試験に合格した者で合格証書を紛失した者 ⇒合格証明書発行申請書
〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室 試験担当係 御中 ＜免除証明書／論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書在中＞	〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験室 試験担当係 御中 ＜短答式試験合格証明書／合格証明書発行申請書在中＞



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board